

## 参照条文

### ○刑法

(強制わいせつ)

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し，暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は，六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し，わいせつな行為をした者も，同様とする。

(強姦)

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦（かん）淫（いん）した者は，強姦の罪とし，三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も，同様とする。

(準強制わいせつ及び準強姦)

第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ，又は心神を喪失させ，若しくは抗拒不能にさせて，わいせつな行為をした者は，第一百七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ，又は心神を喪失させ，若しくは抗拒不能にさせて，姦淫した者は，前条の例による。

(集団強姦等)

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは，四年以上の有期懲役に処する。

(親告罪)

第一百八十条 第一百七十六条から第一百七十八条までの罪及びこれらの罪の未遂罪は，告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の規定は，二人以上の者が現場において共同して犯した第一百七十六条若しくは第一百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪については，適用しない。

(強制わいせつ等致死傷)

第一百八十一条 第一百七十六条若しくは第一百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し，よって人を死傷させた者は，無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第一百七十七条若しくは第一百七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し，よって女子を死傷させた者は，無期又は五年以上の懲役に処する。

3 第一百七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯し，よって女子を死傷させた者は，無期又は六年以上の懲役に処する。

(強盗)

第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(強盗致死傷)

第二百四十条 強盗が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

(強盗強姦及び同致死)

第二百四十一条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よって女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

## ○刑事訴訟法

[公訴時効]

第二百五十条 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの（死刑に当たるものを除く。）については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については三十年

二 長期二十年の懲役又は禁錮に当たる罪については二十年

三 前二号に掲げる罪以外の罪については十年

② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによつて完成する。

一 死刑に当たる罪については二十五年

二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については十五年

三 長期十五年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については十年

四 長期十五年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については七年

五 長期十年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については五年

六 長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については三年

七 拘留又は科料に当たる罪については一年